



長野県報

5月18日(木)
令和5年
(2023年)
第406号

目次

告示

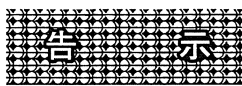
長野県看護職員修学資金貸与規程による修学資金の元利償還金の収納事務の委託（医師・看護人材確保対策課）……	1
家畜改良増殖法に基づく種畜証明書交付（園芸畜産課家畜防疫対策室）……	2
基本測量の終了（3件）（建設政策課）……	2
公共測量の実施（9件）（建設政策課）……	3
公共測量の終了（4件）（建設政策課）……	5
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく市町村道の改築工事の開始（道路管理課）……	6
長野県収入証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所変更の届出（会計課）……	7
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課）……	7
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）……	7
長野県議会議員一般選挙における選挙の効力に関する異議の申出に対する決定（選挙管理委員会）……	8
長野県議会議員一般選挙における当選の効力に関する異議の申出に対する決定（選挙管理委員会）……	8

公告

特定調達契約に係る落札者の決定（建設政策課技術管理室）……	10
特定調達契約に係る落札者の決定（財産活用課）……	10
特定調達契約に係る一般競争入札（道路建設課）……	11
開発行為に関する工事の完了（4件）（都市・まちづくり課）……	12

正誤

（園芸畜産課）……	14
（砂防課）……	14



長野県告示第270号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、長野県看護職員修学資金貸与規程（昭和37年長野県告示第355号）第1条に規定する修学資金（償還がされていない修学資金のうち別に指定するものに限る。）の元利償還金の収納の事務を次のとおり委託しました。

令和5年5月18日

長野県知事 阿部 守一

- 受託者の所在地
東京都千代田区紀尾井町3番12号紀尾井町ビル
- 受託者の名称
弁護士法人一番町総合法律事務所
- 委託期間
令和5年4月3日から令和6年3月31日まで

医師・看護人材確保対策課

長野県告示第271号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨通報がありました。

令和5年5月18日

長野県知事 阿部 守一

種畜証明番号	家畜の種類	品 種	名 前 (登録番号)	飼養者の住所氏名	等級	有効期限	有効区域
第 11380853187 号	牛	黒毛和種 13808 5318 7	虎伍2780 (全和黒 15298)	木曾郡木曾町 木曾農業協同組合	2級	令和4年5月20日) 令和5年5月20日	全国一円

園芸畜産課家畜防疫対策室

長野県告示第272号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定による基本測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年5月18日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
基本測量 航空重力測量
- 作業期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 作業地域
長野県全域

建設政策課

長野県告示第273号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定による基本測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年5月18日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
基本測量 電子国土基本図（地図情報）修正
- 作業期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 作業地域
長野県全域

建設政策課

長野県告示第274号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定による基本測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年5月18日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
基本測量 国土広域情報修正

2 作業期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 作業地域

長野県全域

建設政策課

長野県告示第275号

北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年5月18日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量 基準点測量、UAV レーザ測量

2 作業期間

令和5年5月8日から令和5年10月27日まで

3 作業地域

北安曇郡白馬村

建設政策課

長野県告示第276号

中部地方整備局飯田国道事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年5月18日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量 数値図化

2 作業期間

令和5年4月5日から令和5年12月28日まで

3 作業地域

木曽郡木曽町、木曽郡木祖村

建設政策課

長野県告示第277号

長野県北信地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年5月18日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量 基準点測量

2 作業期間

令和5年4月28日から令和5年6月30日まで

3 作業地域

飯山市

建設政策課

長野県告示第278号

安曇野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年5月18日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 航空写真撮影、写真地図（地図情報レベル1,000）
- 作業期間
令和5年4月25日から令和5年9月29日まで
- 作業地域
安曇野市

建設政策課

長野県告示第279号

松川町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年5月18日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 デジタル空中写真
- 作業期間
令和5年4月28日から令和5年12月28日まで
- 作業地域
下伊那郡松川町

建設政策課

長野県告示第280号

高森町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年5月18日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 デジタル空中写真
- 作業期間
令和5年5月1日から令和5年12月28日まで
- 作業地域
下伊那郡高森町

建設政策課

長野県告示第281号

喬木村長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年5月18日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 デジタル空中写真

2 作業期間

令和5年5月1日から令和5年12月28日まで

3 作業地域

下伊那郡喬木村

建設政策課

長野県告示第282号

豊丘村長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年5月18日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量 デジタル空中写真

2 作業期間

令和5年5月1日から令和5年12月28日まで

3 作業地域

下伊那郡豊丘村

建設政策課

長野県告示第283号

大鹿村長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年5月18日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量 デジタル空中写真

2 作業期間

令和5年5月1日から令和5年12月28日まで

3 作業地域

下伊那郡大鹿村

建設政策課

長野県告示第284号

松本市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年5月18日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量 道路台帳図補正更新

2 作業期間

令和4年7月4日から令和5年3月24日まで

3 作業地域

松本市

建設政策課

長野県告示第285号

大町市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年5月18日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 令和4年度大町市統合型GISデータ更新及び保守業務
- 作業期間
令和4年4月18日から令和5年3月31日まで
- 作業地域
大町市、北安曇郡松川村、北安曇郡白馬村

建設政策課

長野県告示第286号

大町市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年5月18日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 大町市空間データ基盤及び台帳補正データ整備業務
- 作業期間
令和4年10月20日から令和5年3月31日まで
- 作業地域
長野市、大町市、東筑摩郡生坂村、北安曇郡池田町、北安曇郡松川村、北安曇郡白馬村、上水内郡小川村

建設政策課

長野県告示第287号

佐久平駅南土地地区画整理組合理事長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年5月18日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 4級基準点測量、出来形確認測量
- 作業期間
令和4年10月5日から令和5年3月31日まで
- 作業地域
佐久市

建設政策課

長野県告示第288号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第16条第1項の規定により長野県が実施する市町村道の改築工事は、次のとおりです。

令和5年5月18日

長野県知事 阿部 守一

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の日
村道16号線	上水内郡小川村大字高府字滝沢13301番地先から 上水内郡小川村大字小根山字城之平8045番3地先まで	道路改築	令和5年5月18日

道路管理課

長野県告示第289号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、令和5年4月28日、次のとおり売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更の届出がありました。

令和5年5月18日

長野県知事 阿部 守一

	売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	佐久浅間農業協同組合 佐久岩村田支所	長野県佐久市佐久平駅南土地区画整理地2街区1	長野県佐久市佐久平駅南土地区画整理地2街区1 佐久浅間農業協同組合 佐久岩村田支所
旧		長野県佐久市岩村田564番地	長野県佐久市岩村田564番地 佐久浅間農業協同組合 佐久岩村田支所

会 計 課

長野県告示第290号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、令和5年5月15日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和5年5月18日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
佐久浅間農業協同組合 佐久岩村田支所平根店	長野県佐久市上平尾1010	長野県佐久市上平尾1010 佐久浅間農業協同組合 佐久岩村田支所平根店
佐久浅間農業協同組合 佐久岩村田支所高瀬店	長野県佐久市鳴瀬1436	長野県佐久市鳴瀬1436 佐久浅間農業協同組合 佐久岩村田支所高瀬店
佐久浅間農業協同組合 佐久岩村田支所中佐都店	長野県佐久市塚原801-1	長野県佐久市塚原801-1 佐久浅間農業協同組合 佐久岩村田支所中佐都店

会 計 課

長野県千曲建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和5年6月6日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年5月18日

長野県千曲建設事務所長 倉田 雅史

- 1 路 線 名 白石千曲線
- 2 供用を開始する区間
千曲市大字倉科字石杭1643番の2地先から
千曲市大字倉科字石杭1643番の6地先まで
千曲市大字倉科字原1099番の1地先から
千曲市大字倉科字原1056番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和5年5月18日

道路管理課

選告示第23号

令和5年4月9日執行の長野県議会議員一般選挙における選挙の効力に関する異議の申出に対して、当委員会は、次のとおり決定しました。

令和5年5月18日

長野県選挙管理委員会委員長 北島靖生

決 定 書

長野県下伊那郡阿南町富草9488番地
異議申出人 伊豆光男

上記異議申出人から令和5年4月12日付けで提起された令和5年4月9日執行の長野県議会議員一般選挙(以下「本件選挙」という。)における選挙の効力に関する異議の申出について、当委員会は、次のとおり決定する。

主 文

この異議の申出を却下する。

異議の申出の要旨

異議申出人(以下「申出人」という。)は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第15条の規定により選挙区を設けて執行された本件選挙において選出された議員は、各選挙区の住民を代表しているのであって長野県民を代表していないため、日本国憲法前文、第15条及び第93条の規定に違反しており、このような選挙区を設けて執行された本件選挙は無効である旨主張し、法第202条第1項の規定により異議の申出をしたものである。

決定の理由

1 法第202条第1項の規定により異議を申し出ることのできる選挙人とは、当該選挙区に属する選挙人に限るものと解されている(昭和39年2月26日最高裁判所大法廷判決)ため、飯田市下伊那郡選挙区に属する申出人は、当該選挙区の実効性に関するのみ異議の申出ができることとなる。

異議申出書には、本件選挙において選出された議員は各選挙区の住民を代表しているのであって長野県民を代表することはできないことから、本件選挙の無効を求める旨の記載があるが、前述のとおり、飯田市下伊那郡選挙区における選挙を無効とする請求以外の請求が不適法なものであることは明らかである。

2 法第202条第1項の異議の申出に関する規定は、同法に基づき施行された選挙に管理執行上瑕疵があった場合にこれを無効とし、再選挙を実施して選挙の自由と公正とを確保しようとするために設けられたものであり、たとえ選挙を無効として再選挙を実施したとしても、その瑕疵を是正し得ない場合についてまでも異議の申出を許容する趣旨ではない。

申出人は、法第15条の規定により選挙区を設けて執行された本件選挙において選出された議員は、各選挙区の住民を代表しているのであって長野県民を代表していないため、日本国憲法前文、第15条及び第93条の規定に違反しており、このような選挙区を設けて執行された本件選挙は無効である旨主張するものであるが、本件選挙の選挙区は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第90条及び法第15条の規定に基づき、長野県議会議員の定数及び選挙区に関する条例(平成10年長野県条例第5号)第2条の規定により設けられているものであり、当該法律、条例あるいは制度自体の瑕疵を理由とする異議の申出については、たとえ当委員会が選挙を無効として再選挙を実施したとしても、その瑕疵を是正し得ないものである。

3 したがって、当委員会は、この異議の申出を法第202条の規定に基づき争い得るものとは認められない不適法なものと判断し、却下せざるを得ない。

よって、当委員会は主文のとおり決定する。

令和5年5月12日

選挙管理委員会

選告示第24号

令和5年4月9日執行の長野県議会議員一般選挙における当選の効力に関する異議の申出に対して、当委員会は、次のとおり決定しました。

令和5年5月18日

長野県選挙管理委員会委員長 北島靖生

決 定 書

長野県駒ヶ根市中沢3448
異議申出人 木下泰之

上記異議申出人から令和5年4月21日付けで提起された令和5年4月9日執行の長野県議会議員一般選挙駒ヶ根市選挙区(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する異議の申出について、当委員会は、次のとおり決定する。

主 文

この異議の申出を棄却する。

異議の申出の要旨

異議申出人(以下「申出人」という。)は、本件選挙における当選人佐々木祥二(以下「当選人」という。)の当選を無効とするとの決定を求めるというものである。

その理由とするところは、次のとおりである。

- 1 当選人による申出人に対する誹謗中傷と虚偽事項の公表が行われた。
- 2 上記事情が公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。)の規定に違反し、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあるため、当選人の当選無効を求める。

決定の理由

令和5年4月21日、当委員会は、申出人から異議の申出の提出を受けた。当委員会は、この異議申出につきその要件を審理し、その結果、適法なものとして認めためこれを受理した。また、申出人に対して証拠書類等の追加提出を求め、慎重に審理を行った。

当選の効力に関する争訟とは、「有効に行われた選挙において、当選人の決定が違法であること、すなわち、決定をした機関の構成若しくはその手続、各候補者の有効得票数の算定、または、当選人となり得る資格の有無の認定について違法があることを主張して、当選人と決定せられた者の当選の効力を争う訴訟をいい、広く選挙の法規の違反、殊に当選人等の行為が同法中罰則に掲げる行為に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まないものと解するを相当とする。」(東京高裁昭和27年(ナ)第11号・同28年2月17日判決参照)とされている。

また、「当選人または選挙運動者もしくは出納責任者がその選挙に関し右のいずれかの選挙犯罪を犯したか否か、如何なる刑に処すべきかの判定は専ら刑事訴訟手続に従い裁判所の裁判によつてのみなされるべきものであることというまでもない。公職選挙において当選人と決定された者もしくは選挙運動総括主宰者等が公職選挙法のいずれかの罰則に違反する行為をしたか否か、これにつき如何なる刑に処すべきかの問題については、同法206条、207条所定の手続において異議決定もしくは訴願裁決をする選挙管理委員会または当選の効力に関する裁判をする裁判所はこれを審理判定する責務権限を有しない。」(最高裁昭和34年(オ)第71号・同35年9月13日第三小法廷判決参照)とされている。

さらに、「当選人については、その罰則該当行為につき有罪判決が確定することにより当然にその当選を無効とする旨が定められている(公選法251条)ことに徴すると、当選人の行為の右罰則該当の有無についての認定・判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきであり、仮に当選人が当該選挙に関して公選法上の罰則に掲げる罪を客観的に犯したとしても、当選人がその犯罪(但し、公選法251条所定の罪に限る。)により刑に処せられることのない限り、当該選挙に関して当選人が現実に右罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該当選人の当選無効訴訟を提起することはできないものというべきである。」(名古屋高裁平成4年(行ケ)第1号・同4年12月17日判決参照)ともされている。

次に、公選法は、「当選の効力に関する異議の申出の提起があった場合においても、その選挙が選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限り、当該選挙管理委員会はその選挙の全部又は一部の無効を決定しなければならない。」と規定している(公選法第209条第1項及び同法第205条第1項)。

ここで、公選法第205条第1項の「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する機会が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによつてこれら規定事項の遵守を期待しているのであつて、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。」(最高裁昭和60年(行ツ)第181号・同61年2月18日第三小法廷判決参照)とされている。また、「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、「若しその違反がなかったならば選挙の結果につき或は異なった結果を生じたかも知れぬと思量せらるる場合をいうのである」(最高裁昭和23年(オ)第13号・同23年6月26日第二小法廷判決参照)と判示されている。もっとも、候補者、選挙運動員等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為に関しては、「そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」(前掲最高裁昭和61年2月18日第三小法廷判決参照)とされている。その「特段の事態を生じた場合」とは、「例えば官憲その他による甚だしき弾圧、干渉、妨害、又は広範囲に亘る買収誘惑等のため到底選挙法の理念とする自由、公正な投票が期待しがたいような事由のある場合を指称するもので、候補者、選挙運動者又は選挙人等に選挙法の取締規定に違反するところがあつても、かかる事由は右にいわゆる選挙の規定に違反する場合に該当しないものと解する」(大阪高裁昭和30年(ナ)第3号・同30年8月26日判決参照)と極めて限定的に判示されている。

以上の観点から、申出人の主張する理由について判断すると、まず、当選を無効とすべき場合に該当するか否かについては、当選人に公選法第142条の7及び第235条の規定に違反するとの申出人の主張は、前記東京高裁昭和28年2月17日判決で示されている当選無効の要因のいずれにも該当しない。また、当選人等の選挙犯罪についての判定は専ら刑事訴訟手続に従い裁判所の裁判によつてのみなされるべきものであるとされていることから、当選人の当選を無効とする理由とは認められない。

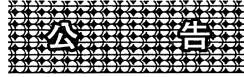
次に、選挙の効力について、公選法第209条は、当選の効力に関する異議の申出の提起があった場合においても、その選挙について選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限り、当該選挙管理委員会は、その選挙の全部又は一部を無効とする旨の決定をしなければならないと規定しているところ、仮に申出人の主張するような事実があつたとしても、それだけでは選挙管理の任にある機関によ

る選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反するとはいえないことは明らかであり、証拠書類からも選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じたとは認められない。

よって、当選人の当選を無効とする申出人の主張には理由はなく、当委員会は主文のとおり決定する。

令和5年5月12日

選挙管理委員会



公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和5年5月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
公共工事積算システム機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名 称 長野県建設部建設政策課技術管理室
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札者を決定した日
令和5年3月1日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名 称 株式会社J E C C
(2) 所在地 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額
1月当たりの賃借額 741,620円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
令和5年1月26日

建設政策課技術管理室

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和5年5月18日

長野県長野地域振興局長 尾島 信久

- 1 落札に係る役務
長野合同庁舎清掃及び設備管理業務
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名 称 長野県長野地域振興局総務管理課
(2) 所在地 長野市大字南長野南県町686番地1
- 3 落札者を決定した日
令和5年3月10日
- 4 落札者の名称及び住所
(1) 名 称 株式会社グリーン美装
(2) 住 所 長野市七瀬2番地7
- 5 落札金額
16,800,000円